

日本青年会議所 建設部会
福島ブロック建設クラブ会則

第 1 条 (名 称)

本会は、日本青年会議所 建設部会 福島ブロック建設クラブと称する。

第 2 条 (事務局)

本会の事務所は福島県内と定め、クラブ代表の所属する青年会議所事務局とし、非常時や災害等の発生により、事務所機能が果たせぬ恐れのある場合は、公益社団法人日本青年会議所東北地区福島ブロック協議会事務局を臨時事務局と定める。

第 3 条 (目 的)

本会は青年会議所の基本理念に立脚し、日本青年会議所建設部会の会則を尊守し、会員の従事する事業を通じて地域の経済の発展向上をはかり、会員相互の親睦・啓発を目的とする。

第 4 条 (事 業)

本会はその前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- 1) 建設関連産業振興のための事業。
- 2) 土木・建築及び、これに関連のある建設産業の調査研究。
- 3) 会員の啓発、親睦のための事業。
- 4) その他、本会の目的達成のための事業。

第 5 条 (会 員)

- 1) 本会は当該地域青年会議所の正会員及び特別会員及びシニア会員で建設に関連する事業に従事する者を以って構成する。
- 2) 本会の会員は日本青年会議所建設部会に入会する。
- 3) 会員にして、会員会議所の正会員及び特別会員及びシニア会員の資格を失ったものは自然退会とする。

第 6 条 (役 員)

- 1) 本会の役員は次の通りとする。
(1) クラブ代表 1名

- (2) 直前代表 1名
 - (3) 副代表 若干人
 - (4) 運営専務 1名
 - (5) 常任委員 若干名
 - (6) 監事 2名
 - (7) 顧問 若干名
 - (8) 相談役 若干名
 - (9) 事務局長 1名
 - (10) 委員長 若干名
 - (11) 筆頭世話人 1名
 - (12) 各エリア担当世話人 各1名
- 2) クラブ代表は役員会にて推薦し、総会にて承認する。
- 3) 副代表及び運営専務及び事務局長は役員会にて推薦し、総会にて承認する。
- 4) 常任委員及び監事は役員会にて推薦し、総会にて承認する。
- 5) 役員の任期は毎年1月1日から12月31日迄とし、留年を妨げない。
- 6) 本会には役員会の議決を経て、顧問、相談役、世話人をおくことができる。
- 7) 役員は正会員より選出する。ただし顧問、相談役、世話人についてはクラブ会員より選出する。

第 7 条 (役員の任務)

- 1) クラブ代表は、本クラブを代表し、所務を総理する。
- 2) 副代表は、クラブ代表を補佐しクラブ代表に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3) 運営専務は、クラブ代表・副代表を補佐して庶務を調整処理し事務局を指揮する。
- 4) 直前クラブ代表は、庶務及び運営についてクラブ代表に必要な助言を行う。

第 8 条 (役員会)

- 1) 役員会は役員を以って構成し、本会則に従い本会の運営についての必要事項を決定する。
- 2) 役員会の定足数は、構成人数の過半数とし、その議決は出席者の過半数によるものとする。

3) 直前クラブ代表、監事、顧問、は役員会に出席し、発言する権限を持つが、議決権は有しない。

第 9 条 (総 会)

- 1) 本会の総会は会員を以って構成する。
 - (1) 通常総会(毎年2回)
 - (2) 臨時総会(役員会が必要と認めた時招集する。)
- 2) 総会の定足数は過半数とし、その議決の過半数を以って決定する。
- 3) 総会については委任状による出席、及び議決権の行使を妨げない。

第 10 条 (総会の議決事項)

次の事項については総会の決議を要する。

- (1) 会則の変更
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (4) 事業報告及び収支予算の承認
- (5) 本会の解散
- (6) その他本会の運営上特に重要な事項

第 11 条 (入会金・会費・登録費)

- 1) 会員は本会の定めに従い、入会に際し入会金を、又毎年2月末日迄に会費を納入しなければならない。
 - (1) 入会金 10,000円
 - (2) 年会費 20,000円
 - (3) シニア年会費 10,000円
- 2) 年度途中で入会し、あるいは退会しても当該年度の会費は全額納入しなければならない。
- 3) 入会金に対しては一切返済しない。
- 4) 各例会、事業、大会等での登録費は、本会規則に準じ、定額とする。

第 12 条 (慶弔)

- 1) 会員の慶弔に際しては、次の基準により慶弔金を贈る。

(1) 会員の結婚	10,000円
(2) 会員の死亡	30,000円
(3) 会員の家族の死亡(配偶者及び1親等)	10,000円

- (4) 災害による罹災その他クラブ代表が必要と定めた時相当額
2) 会員は、給付を受けるべき理由が発生した場合、遅滞なく事務局へ届け出るものとする。

第 13 条 (入会・退会・除名)

- 1) 本会に入会しようとする者は本会の所定の入会申込書を役員会に提出しなければならない。
- 2) 本会を退会しようとする者は、退会届を役員会に提出しなければならない。
- 3) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があった時及び会費を滞納し、納入しない者は役員会の決議により勧告の後、除名することができる。

第 14 条 (収 入)

本会の収入は入会金、会費、寄付金、その他の収入によるものとし、営利を目的とする事業による収入を図ってはならない。

第 15 条 (事業年度)

本会の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第 16 条 (その他)

本会の会則に定めなき事項は役員協議の上、決定する。